

京都市告示第 113 号

平成 21 年 8 月 4 日京都市告示第 204 号（南区要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改めます。

平成 22 年 5 月 24 日

京都市長 門川大作

第 3 項（要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第 25 条の 5 各号の該当する号）の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第 25 条の 5 各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第 1 号
京都市南区役所福祉部	第 1 号
京都市南区役所保健部	第 1 号
京都市南区役所区民部総務課	第 1 号
京都市南区役所区民部まちづくり推進課	第 1 号
京都市教育委員会生徒指導課	第 1 号
南警察署	第 1 号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
社会福祉法人京都市南区社会福祉協議会	第2号
社団法人京都下京西部医師会	第2号
財団法人京都市ユースサービス協会南区青少年活動センター	第2号
京都市下京東部医師会	第3号
京都市南支部小学校長会	第3号
京都市南支部中学校長会	第3号
京都市南区保育園長会	第3号
京都市南区児童館長会	第3号
京都市南区自治連合会	第3号
京都市南民生児童委員会	第3号
京都市南保健協議会連合会	第3号
子育てサークル やんちゃあず	第3号
子育て支援 ボランティア マムーン	第3号
京都弁護士会 子ども権利委員会	第3号
京都市南区公営保育所長会	第3号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
京都公営保育所子育て支援拠点事業所	第3号
子ども文庫 ぴよぴよ文庫	第3号
京都市長が指定する者	第3号

(南区役所福祉部支援課)